



山形県公報

平成21年3月31日(火)

号 外(12)

目 次

規 則

山形県県税規則の一部を改正する規則..... (税 政 課) ... 1

訓 令

山形県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令..... (同) ... 6

規 則

山形県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第32号

山形県県税規則の一部を改正する規則

山形県県税規則(昭和29年6月県規則第42号)の一部を次のように改正する。

目次中「第55条」を「第42条」に改める。

第2条第1項第1号中「第186条の2第1項」を「第131条の16第1項」に改め、同項第2号中「第186条の3」を「第131条の17」に改め、同条第2項中「自動車税及び自動車取得税」を「自動車取得税及び自動車税」に改め、同項ただし書中「指定、」を「指定、条例第130条及び第35条第4項の規定による特約業者の指定及び指定の取消しに係る告示並びに」に、「第169条の7第3項」を「第117条第3項」に改め、「並びに条例第173条の3及び第43条第4項の規定による特約業者の指定及び指定の取消しに係る告示」を削る。

第4条第2項中「自動車税又は自動車取得税」を「自動車取得税又は自動車税」に改める。

第7条第1項中「第142条第1項、第169条の12第1項」を「第122条第1項、第142条第1項」に改め、同条第2項中「第142条第4項」を「第122条第3項、第142条第4項」に改め、「第169条の12第3項」を削る。

第10条第1項中「第56条の6の2」を「第43条の14」に改め、同条第2項中「第6条の10第2項」を「第6条の10第3項」に、「第56条の6の2」を「第43条の14」に改める。

第17条第2項中「自動車税及び自動車取得税」を「自動車取得税及び自動車税」に改める。

第21条第2項中「第139条第4項又は第169条の7第2項」を「第117条第2項又は第139条第4項」に、「自動車税又は自動車取得税」を「自動車取得税又は自動車税」に改める。

第33条から第41条までを次のように改める。

(自動車取得税額の交付額の算定に用いる資料の提出義務)

第33条 市町村長は、毎年6月30日までに、自動車取得税額の交付額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料を知事に提出しなければならない。

(仮特約業者の指定及び指定の取消し)

第34条 条例第129条第1項の規定による仮特約業者としての指定は、仮特約業者指定通知書を当該指定に係る者に交付することによつて行うものとする。

2 条例第129条第3項の規定による仮特約業者の指定の取消しは、仮特約業者指定取消通知書を当該取消しに係る者に交付することによつて行うものとする。

(特約業者の指定及び指定の取消し等)

第35条 条例第130条第1項の規定による特約業者としての指定は、特約業者指定通知書を当該指定に係る者に交

付することによつて行うものとする。

2 仮特約業者が特約業者の指定の申請をした場合において、当該仮特約業者が施行令第43条の11各号のいずれかに該当しない者であると認められるときは、当該申請を棄却し、特約業者の指定申請棄却通知書を当該仮特約業者に交付するものとする。

3 条例第130条第2項の規定による特約業者の指定の取消しは、特約業者指定取消通知書を当該取消しに係る者に交付することによつて行うものとする。

4 条例第130条第1項の規定による特約業者としての指定をした場合には、その旨を告示するものとする。同条第2項の規定による特約業者の指定の取消しをした場合についても、同様とする。

(特別徴収義務者の指定)

第36条 条例第131条の3第2項の規定による特別徴収義務者としての指定は、特別徴収義務者指定通知書を当該指定に係る者に交付することによつて行うものとする。

(軽油引取税納入申告書の添付書類)

第37条 軽油引取税の特別徴収義務者が条例第131条の4第1項の規定により軽油引取税納入申告書を提出するときは、当該納入申告書に納入申告書(D)欄の数量を証する書類又は受領した免税証の内訳書を添付しなければならない。

(軽油引取税を課さないこととされる軽油の数量を証する書類)

第38条 条例第131条の4第3項の承認を受けようとするときは、施行規則第8条の37各号に掲げる軽油の数量の区分に応じ、当該各号に定める書類を法第144条の14第2項の納入申告書に添付しなければならない。

(担保物分割提供の承認申請等)

第39条 軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者が法第144条の20第1項の規定により保全担保の提供を命ぜられた場合において、当該担保を分割して提供しようとするときは、担保の提供期限3日前までに、担保物分割提供承認申請書を提出し、総合支庁長の承認を受けなければならない。

2 前項の申請書の提出があつた場合において、分割提供を認めるときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

3 第1項の申請書の提出があつた場合において、分割提供を認めないときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(免税軽油使用者証受領書の提出)

第40条 条例第131条の6の規定によつて免税軽油使用者証の交付、書換え又は再交付を受けた者は、免税軽油使用者証受領書を総合支庁長に提出しなければならない。

(免税証受領書の提出)

第40条の2 免税軽油使用者は、軽油引取税に係る免税証の交付を受けたときは、免税証受領書を総合支庁長に提出しなければならない。

(免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限の特例)

第40条の3 条例第131条の8第1項に規定する免税軽油使用者証の交付を受けた者で次の表の左欄に掲げるものに係る同項に規定する報告書の提出の期限は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

免税軽油使用者証の交付を受けた者	報告書の提出の期限
農業を営む者及び農地の造成又は改良を主たる業務とする者	免税証の交付年の翌年の4月の末日
林業を営む者	免税証の有効期限の末日の属する月の翌月の末日
船舶の使用者	
航路標識等を公共の用に供する者	
国及び地方公共団体	

(軽油を返還した場合等における軽油引取税の納入の免除又は還付に関する手続)

第40条の4 条例第131条の12第2項又は第131条の13第1項に規定する申請書を受領し、その処分を決定したとき

は、その旨を特別徴収義務者に通知するものとする。

（製造等の承認に係る事項）

第40条の5 条例第131条の15第1項に規定する規則で定める事項は、施行規則第8条の41各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

（事業の開廃等の届出）

第40条の6 条例第131条の16第1項、第2項及び第3項の規定による届出は、主たる事務所又は事業所の所在地を所管する総合支庁の長を経由して行うものとする。

（軽油の引取りの報告に係る事項等）

第40条の7 条例第131条の17第1項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合（特約業者及び軽油製造業者等にあつては、第1号に掲げる場合に限る。）とし、同項に規定する規則で定める事項は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

(1) 主たる事務所又は事業所が県内に所在する場合 次に掲げる事項

イ 軽油の製造を行った事業所の名称及び所在地並びに事業所ごとの軽油の製造数量

ロ 軽油の輸入の許可（関税法（昭和29年法律第61号）第67条に規定する輸入の許可をいう。以下この条において同じ。）に係る税関、輸入の許可を受けた年月日、税関ごと及び輸入の許可ごとの軽油の輸入数量並びに輸入した軽油に係る関税定率法（明治43年法律第54号）別表の品名及び関税法第102条の規定に基づく輸出統計品目表及び輸入統計品目表（昭和62年大蔵省告示第94号）の輸入統計品目表の統計番号

ハ 引取りを行った軽油についての引渡しを行った者の氏名又は名称及び引渡しを行った者ごとの引取数量並びに引渡しを行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの引取数量

ニ 納入を受けた軽油についての納入を行った者の氏名又は名称及び納入を行った者ごとの納入数量並びに納入を行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの納入数量

ホ 引取りを行った後返還を行った軽油についての引渡しを行った者の氏名又は名称及び引渡しを行った者ごとの返還数量並びに引渡しを行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの返還数量

ヘ 納入を受けた後返還を行った軽油についての納入を行った者の氏名又は名称及び納入を行った者ごとの返還数量並びに納入を行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの返還数量

ト 引渡しを行った軽油についての引取りを行った者の氏名又は名称及び引取りを行った者ごとの引渡数量並びに引取りを行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの引渡数量

チ 納入を行った軽油についての納入を受けた者の氏名又は名称及び納入を受けた者ごとの納入数量並びに納入を受けた者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの納入数量

リ 消費を行った事務所又は事業所所在の道府県ごとの消費数量（特約業者にあつては、消費を行った事務所又は事業所ごとの消費数量）

ヌ 引渡しを行った後返還を受けた軽油についての引取りを行った者の氏名又は名称及び引取りを行った者ごとの返還数量並びに引取りを行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの返還数量

ル 納入を行った後返還を受けた軽油についての納入を受けた者の氏名又は名称及び納入を受けた者ごとの返還数量並びに納入を受けた者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの返還数量

ヲ 事務所又は事業所ごとの各月末日における軽油の在庫数量

(2) 県内に軽油を納入した場合 次に掲げる事項

イ 納入を行った軽油についての引取りを行った者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに引取りを行った者ごとの引渡数量

ロ 納入を行った軽油についての納入を受けた者の事務所又は事業所の名称及び所在地並びに当該事務所又は事業所ごとの納入数量

ハ 納入を行った後返還を受けた軽油についての引取りを行った者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに引取りを行った者ごとの返還数量

ニ 納入を行った後返還を受けた軽油についての納入を受けた者の事務所又は事業所の名称及び所在地並びに当該事務所又は事業所ごとの返還数量

ホ 納入を行った軽油についての元売業者の事務所又は事業所の名称及び所在地並びに当該事務所又は事業所ごとの納入数量

ヘ 納入を行った後返還を受けた軽油についての返還を受けた元売業者の事務所又は事業所の名称及び所在地並びに当該事務所又は事業所ごとの返還数量

2 条例第131条の17第1項及び第2項の規定による報告は、県内に主たる事務所又は事業所が所在する場合には、

主たる事務所又は事業所の所在地を所管する総合支庁の長を経由して行うものとする。

（軽油の製造の報告に係る事項等）

第40条の8 条例第131条の17第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 製造をした者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- (2) 製造をした年月日
- (3) 製造をした場所
- (4) 製造に使用した炭化水素油その他の原材料の性状及び数量並びに軽油の製造方法
- (5) 製造した軽油の数量
- (6) 製造した軽油の用途
- (7) 製造した軽油を譲渡しようとする相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに譲渡又は消費の予定年月日
- (8) 製造した軽油を譲渡し、又は消費したときは、その譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地、その譲渡又は消費の年月日並びにその譲渡数量又は消費数量

（免税証等の返納）

第41条 免税軽油使用者証の交付を受けた者は、法第144条の21第4項の規定により、免税軽油使用者証及び免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証の返納を命ぜられた場合においては、当該免税軽油使用者証及び当該免税証を総合支庁長に提出しなければならない。

第41条の3中「第169条の7第3項」を「第117条第3項」に改める。

第41条の6第1項中「第139条第4項又は条例第169条の7第2項」を「第117条第2項又は第139条第4項」に、「自動車税額又は自動車取得税額」を「自動車取得税額又は自動車税額」に改める。

第41条の15第1項中「第142条第1項第2号」を「第122条第1項第4号」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第41条の16から第41条の19までを削る。

第42条を次のように改める。

（中古自動車販売業者等の範囲）

第42条 条例第142条第1項第5号に規定する規則で定めるもの（以下「中古自動車販売業者」という。）は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 当該中古自動車販売業者に係る自動車税について滞納がなく、かつ、当該年度に係る自動車税を納期内に納付していること。
 - (2) 次の処分を受けた者にあつては、それぞれ次に定める期間を経過していること。
 - イ 地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられた者 当該刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から3年
 - ロ 法において準用する国税犯則取締法（明治33年法律第67号）の規定により通告（科料に相当する金額に係る通告を除く。）を受けた者 当該通告の旨を履行した日から3年
 - ハ 地方団体の徴収金について滞納処分を受けた者 当該処分を受けた日から2年
- 2 条例第142条第1項第5号に規定する規則で定める要件は、財団法人日本自動車査定協会により賦課期日現在において商品である旨の証明がされていることとする。

第43条から第55条までを削る。

別表1通則及び賦課徴収の項中「第182条」を「第131条の11」に、「第700条の21第1項」を「第144条の29第1項」に、「第700条の21第2項」を「第144条の29第2項」に、「第700条の14の3第1項」を「第144条の20第1項」に、「第6条の10第2項」を「第6条の10第3項」に、「第6条の10第3項」を「第6条の10第4項」に、「第700条の14の3第2項」を「第144条の20第2項」に、「第47条第1項」を「第39条第1項」に、「第47条第2項」を「第39条第2項」に、「第47条第3項」を「第39条第3項」に改め、同表2県民税の項中「第53条第48項」を「第53条第52項」に、「第53条第49項」を「第53条第53項」に改め、同表7自動車税、自動車取得税の項中「第142条第2項及び第169条の12第2項」を「第122条第2項及び条例第142条第2項」に、「第699条の18第4項」を「第129条第4項」に、「第169条の10第2項」を「第120条第2項」に、「第169条の10第7項」を「第120条第7項」に、「第169条の11第2項」を「第121条第2項」に、「第699条の14第5項」を「第125条第5項」に改め、同表10軽油引取税の項中「第42条第1項」を「第34条第1項」に、「第42条第2項」を「第34条第2項」に、「第43条第1項」を「第35条第1項」に、「第43条第2項」を「第35条第2項」に、「第43条第3項」を「第35条第3項」に、「第44条」を「第36条」に、「第45条」を「第37条」に、「第178条第1項」を「第131条の5第1項」に、「第178条第3項」を「第131条の5第3項」に、「第178条第4項」を「第131条の5第4項」に、「第178条第5項」を「第131条の5第5項」に、

「第178条第7項」を「第131条の5第7項」に、「第178条第9項」を「第131条の5第9項」に、「第700条の15第1項」を「第144条の21第1項」に、「第179条第4項」を「第131条の6第4項」に、「第48条」を「第40条」に、「第180条第8項」を「第131条の7第8項」に、「第49条」を「第40条の2」に、「第700条の21の2第3項」を「第144条の30第3項」に、「第183条第2項及び第50条」を「第131条の12第2項及び第40条の4」に、「第184条第1項及び第50条」を「第131条の13第1項及び第40条の4」に、「第185条第1項」を「第131条の14第1項」に、「第185条第2項」を「第131条の14第2項」に、「第700条の15第4項」を「第144条の21第4項」に、「第700条の30第4項、法第700条の33第5項及び法第700条の34第4項」を「第144条の44第4項、法第144条の47第5項及び法第144条の48第4項」に、「及び法第700条の33第5項」を「及び法第144条の47第5項」に改める。

別記第31号様式の注書第1項中「第700条の21第1項」を「第144条の29第1項」に改める。

別記第34号様式の注書中「第700条の21第2項」を「第144条の29第2項」に改める。

別記第45号様式の注書第2項、別記第46号様式の注書第5項、別記第47号様式の注書及び別記第52号様式の注書第2項中「第700条の14の3第1項」を「第144条の20第1項」に改める。

別記第53号様式の注書中「第700条の14の3第2項」を「第144条の20第2項」に改める。

別記第57号の2様式中「第700条の14の3第1項」を「第144条の20第1項」に、「第173条の3第2項」を「第130条第2項」に改める。

別記第57号の4様式中「第47条第2項」を「第39条第2項」に改める。

別記第57号の5様式中「第47条第3項」を「第39条第3項」に改める。

別記第164号様式の注書第4項中「総合支庁長、福祉事務所長、町村長又は保健所長の発行する「身体障がい者等のために運転する旨の証明書」」を「減免を受けようとする事由を証明する書類」に改める。

別記第171号様式中「第42条第1項」を「第34条第1項」に改める。

別記第171号の2様式中「第42条第2項」を「第34条第2項」に改める。

別記第171号の3様式中「第43条第1項」を「第35条第1項」に改める。

別記第171号の4様式中「第43条第2項」を「第35条第2項」に改める。

別記第171号の5様式中「第43条第3項」を「第35条第3項」に改める。

別記第172号の2様式中「第178条第3項」を「第131条の5第3項」に改める。

別記第173号の2様式中「第178条第7項」を「第131条の5第7項」に改める。

別記第185号様式の注書第2項中「第185条第2項」を「第131条の14第2項」に改める。

別記第188号様式中「第700条の15第4項」を「第144条の21第4項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（様式に関する経過措置）

- 2 改正前の山形県県税規則により作成した用紙で改正後の山形県県税規則に相当規定のあるものは、当分の間使用することができる。

（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）

- 3 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

別表総合支庁長又は自動車税事務所長の項委任事項の欄第1項第1号二中「第186条の2第1項」を「第131条の16第1項」に改め、同号ホ中「第186条の3」を「第131条の17」に改め、同欄第2項第1号ただし書中「指定、」を「指定、条例第130条及び第35条第4項の規定による特約業者の指定及び指定の取消しに係る告示並びに」に、「第169条の7第3項」を「第117条第3項」に改め、「並びに条例第173条の3及び第43条第4項の規定による特約業者の指定及び指定の取消しに係る告示」を削る。

訓 令

山形県訓令第4号

総務部
総合支庁
自動車税事務所

山形県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

山形県県税事務取扱規程(昭和38年3月県訓令第3号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第11節 自動車税 第12節 鉾区税 第13節 自動車取得税 第14節 軽油引取税」を「第11節及び第12節 削除 第13節 自動車取得税 第14節 軽油引取税」に改める。

第8条第3項中「自動車税及び自動車取得税」を「自動車取得税及び自動車税」に改める。

第11条第4号中「第176条第2項」を「第131条の3第2項」に改める。

第2章第11節及び第12節を次のように改める。

第11節及び第12節 削除

第46条から第50条まで 削除

第57条第1項及び第59条第1項中「第186条の2第1項」を「第131条の16第1項」に、「第186条の3」を「第131条の17」に改める。

第62条第1項中「第186条の2第1項」を「第131条の16第1項」に改め、同条第2項中「第186条の3」を「第131条の17」に改める。

第2章第14節の次に次の2節を加える。

第14節の2 自動車税

(調定決議書の添付書類)

第65条の2 普通徴収の方法によつて徴収する自動車税の県税調定決議書には、自動車税調定内訳書、自動車税集計表、自動車税調定減額内訳書及び自動車税の非課税車等情報通知書を添付するものとする。

2 証紙徴収の方法によつて徴収する自動車税の県税調定決議書には、自動車税の申告書、自動車税集計表及び自動車税調定減額内訳書を添付するものとする。

(自動車税に係る課税状況等の整理)

第65条の3 自動車税事務所長は、電子情報処理組織を使用して、自動車税に係る課税状況その他必要な事項を整理しておかなければならない。

2 自動車税事務所長は、自動車税の定期賦課の状況その他の課税資料を5月15日までに税政課長及び総合支庁長に送付しななければならない。

第14節の3 鉾区税

(鉾区税台帳の備付け)

第65条の4 総合支庁長は、鉾区税の納税義務の発生、異動、消滅、課税の状況その他必要な事項を明らかにしておくため、鉾区税台帳を備え、これを整理しておかなければならない。

(調定決議書の添付書類)

第65条の5 鉾区税の県税調定決議書には、鉾区税調定内訳書を添付するものとする。

(鉾区税に係る課税状況等の整理)

第65条の6 総合支庁長は、電子情報処理組織を使用して、鉾区税に係る課税状況その他必要な事項を整理しておかなければならない。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。